

指導医更新 申請要項 (2025年4月更新分)

日本脳神経血管内治療学会専門医制度規則および施行細則に従い、指導医資格の更新を行います。更新対象者のうち更新条件を満たした者だけが5年間の資格更新が受けられます。更新希望者は、以下の要項を熟読し、必要書類をそろえて申請してください。

1. 更新対象者

以下の指導医で認定中の者

第4回指導医審査（指導医番号65-75）

第9回指導医審査（指導医番号125-134）

第14回指導医審査（指導医番号219-243）

第19回指導医審査（指導医番号357-393）

前回までに何らかの理由で指導医資格が更新されていない指導医

2. 更新期間

今回の更新により2025年4月1日から2030年3月31日までの指導医資格が認定されます。

ただし、停止されていた場合は、正規に手続きを行った場合の残余期間となります。

3. 申請受付

2025年1月1日から1月31日まで。 *1月31日（金）申請締切です。

4. 申請方法

申請書類の提出、更新手数料の納付が必要です。

締切期日までに、日本脳神経血管内治療学会ホームページ【会員専用ページ】より電子申請して下さい。

(1) 申請書類

以下の4種類で、すべて会員情報システム

<https://igms2.imic.or.jp/user/authentications/login> の

専門医情報->指導医更新からダウンロードできます。

1) 指導医更新申請書（様式301）

2) 5年間の脳神経血管内治療に関する活動報告書（様式302-1）

3) 5年間の脳神経血管内治療に関する活動報告書2（様式302-2）

4) 5年間の脳神経血管内治療指導症例の一覧表（様式303）

1)～4)の書類をプリントアウトした書類をアップロードしてください。

5) 更新手数料 20,000円（振込控えをアップロードしてください。）

(2) 更新手数料

更新手数料20,000円を以下の郵便振替口座へ振り込み、振込控えを申請書とともにアップロードしてください。

口座番号 00190-0-282792

加入者名 日本脳神経血管内治療学会専門医制度

【銀行より振り込む場合】

ゆうちょ銀行 019 (ゼロイチキュー) 店
当座 0282792

あわせて、年会費も納めて下さい。未納がある場合は、更新を保留します。

5. 指導医更新証明書

専門医指導医認定委員会にて提出書類を審査後、指導医更新証明書を発行します。
発行は3月末の予定です。(現在お持ちの認定証はそのままお使い下さい)

6. 指導医更新審査は専門医更新審査も兼ねています。

従って専門医更新の要件も満たす必要があります。

指導医資格が更新されますと、自動的に専門医資格も更新されますので、別途専門医更新申請をする必要はありません。

<指導医更新を希望しないが、専門医資格は維持したい方へ>

専門医のみの更新手続きを行って下さい。

学会ホームページから専門医更新の書式をダウンロードして、
必要事項を記入の上、電子申請（アップロード）してください。
更新手数料 20,000 円です。

7. 問い合わせ先：

日本脳神経血管内治療学会事務局（専門医制度担当）

TEL:03-5361-7555、FAX:03-5361-7091、E-mail: jsin-hq@umin.ac.jp

<提出書類記載上の注意>

1) 指導医更新申請書（様式 301）

必ず会員情報システムからダウンロードして下さい。

最新情報が反映されていない場合は、先に情報を更新してください。

過去に使用していた様式 301 は受理しませんのでご注意ください。

<学術集会・CEP への参加に関して>

1. 最近5年間で3回以上の学術集会への参会報告が必要です。

今回は以下の5回が対象となります。

2020年 第36回日本脳神経血管内治療学会学術集会（京都）

2021年 第37回日本脳神経血管内治療学会学術集会（福岡）

2022年 第38回日本脳神経血管内治療学会学術集会（大阪）

2023年 第39回日本脳神経血管内治療学会学術集会（京都）

2024年 第40回日本脳神経血管内治療学会学術集会（熊本）

*細則第17条および学術集会参加に関する附則に則り、必要な3回の学術集会出席のうち、1回分を地方会出席2回に換えることができます。

地方会出席は、勤務地に限らず下記のいずれもが認められますが、1年に1回に限り申請できます。

認定する地方会

北海道地方会

東北地方会（以前は東北脳神経血管内治療研究会）

関東地方会

中部地方会（以前は中部脳神経血管内手術懇話会）

近畿地方会（以前は近畿脳神経血管内治療学会）

中国四国地方会（以前は中四国脳神経血管内手術研究会）

九州地方会（以前は九州山口地方会）

以上

2. 最近5年間で1回以上の専門医指導医講習会（CEP）への参会報告が必要です。

専門医指導医講習会とは、本学会学術集会時に開催された CEP (Continuing Education Program) またはオンデマンド配信のことを指します。

以下のいずれかの場合、その回の CEP に出席したと認めます。

1) 有料受講者（オンデマンド配信含む）

2) 講師として講演を行った者

ただし、CEP を録画した学会作成 DVD の購入によりそれに換えることができます。

2) 5年間の脳神経血管内治療に関する活動報告書（様式 302-1）

2020年1月1日から2024年12月31日の5年間の活動について記載してください。

分類に従って指導経験症例数を記入して下さい。

3) 5年間の脳神経血管内治療に関する活動報告書2（様式 302-2）

2020年1月1日から2024年12月31日の5年間の活動について記載してください。

代表的なものを記載してください。

4) 5年間の脳神経血管内治療指導症例の一覧表（様式 303）

2020年1月1日から2024年12月31日の5年間の指導症例について記載してください。

指導方法は以下の分類番号を記入して下さい。

なお、2022年更新より、COVID-19や様々な状況から診療現場に赴くことが難しくなる昨今に鑑み、カンファレンス参加で実際に展開される症例の術前術後を確認する等の現場参加も活動に準じるものと見なします。

（何れかに分類してください[様式 302 の分類と同一です]）

1. 術者（所属施設）

2. 助手または治療現場にて参加（所属施設）

3. 術者（出張）

4. 助手または治療現場にて参加（出張）

5. 治療現場外での参加

*参加とは、個々の脳神経血管内治療症例について、脳神経血管内治療の治療法（治療手技、使用デバイス、周術期管理等）に関する検討に参加することを指す。

学会での症例検討やライブセミナー・ハンズオン等の不特定多数を対象としたものは除く。

（重要）指導医としての更新には、100例の症例経験が必要です。

従って、1, 2, 3, 4を合計して100例以上あることが必須です。

【指導医更新に関する関連細則（抜粋）】

日本脳神経血管内治療学会 専門医制度施行細則

第3章 指導医の認定と更新に関する細則

（指導医の有効期間）

第16条 指導医の有効期間は5年とし、以降は第17条に定める更新手続きを要する。

（更新手続きおよび審査）

第17条 指導医の更新手続きには以下の書類を認定委員会に提出し、更新手数料を納付する。

1. 指導医更新申請書
2. 最近5年間で、3回以上の学術集会への参会報告。ただし1回分に限り、附則に定める条件を満たした場合に出席1回に換えることができる。
3. 最近5年間で、1回以上の専門医指導医講習会への参会報告。
4. 5年間の脳神経血管内治療に関する活動報告書
5. 附則に規定した最近5年間の脳神経血管内治療指導症例の一覧表。提出する指導症例は100例とする。
6. 更新手続きを行わなかった者、または更新条件を満たなかった者は条件を満たした年に、更新を申請できる。その場合の有効期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。更新手続きが完了するまでの期間は指導医資格を停止する。5年以内に更新手続きを完了しない者は、指導医資格は失効する。
7. 海外留学等の理由で、専門医・指導医資格の休止を申請する場合には、事前にその旨を事務局まで申し出ること。期間は1年単位で最高3年まで継続申請が可能。事前に申請が行われた場合には、申請期間のみ専門医・指導医資格を休止し、更新対象期間は休止期間を除いた5年間とする。休止期間の事後申請は認めない。

附則

4. 細則・・・第17条-3の専門医指導医講習会への参会の義務化は、2010年更新および申請からとする。

所属施設に関する附則

1. 本専門医制度における所属施設とは原則として常勤施設をさす
2. 書類上の常勤施設と実質的活動施設*が違うときは、申告により実質的活動施設を所属施設として指定できる
3. 書類上の常勤施設を持たない医師については、実質的活動施設がある場合に限り当該施設を所属施設として指定できる**
4. 上記以外の例外、要望事項は個別に審査する

*：実質的活動施設とは、概ね1週間に4日(32時間)以上勤務(滞在)する施設を言う。報酬の有無を問わない。

**：所属施設として登録できるのは、1医師あたり1施設のみ(原則として常勤施設)である。異動や主たる活動場所の選択により所属施設を変更することは可能だが、同時に重複して2施設以上を登録することは出来ない。

学術集会参加に関する附則

1. 学会地方会の出席2回をもって学術集会出席1回分に換えることができる。

専門医休止に関する附則

1. 長期療養には疾患治療の他出産による産休、育休を含む。
2. 重篤な傷病などにより、早期回復不可能と判断した場合の資格休止申請は発症または発生後1ヶ月以内とする。ただし、1ヶ月以上経過した事後でも職場からの休職期間証明、雇用保険からの傷病/出産育児/介護給付休業給付金給付期間証明、妊娠に伴う放射線診療制限の場合は母子手帳など、公的証明書が提出できる場合には当該期間を休止期間とする事後申請を認める。
3. 予定の疾病治療および出産による資格休止申請は資格休止発効日前1年以内とする。

4. 1年間の資格休止申請後に想定外に早く臨床活動に復帰できた場合においては、資格休止申請の取り消しを申し出ることができる。原則として、当該全期間の取り消しとなるが、特別な事情がある場合には、審議の上月単位の事後短縮申請を認めることがある。
5. 資格保持期間延長などを目的とした作為的な虚偽申請が発覚した場合には専門医資格の無期停止とする。

* 日本脳神経血管内治療学会専門医制度に関する規則・細則の全文は、学会ホームページ（トップページ → 専門医制度 → 規則）で確認して下さい。